

地域コミュニティ推進計画

**平成14年3月
戸田市**

はじめに

“地方分権の時代”は、地域がそれぞれの特色を生かし、主体性を持って自主的な発展を目指す“地域自立の時代”であると言えます。市民のまちづくりに対する熱意が、地域の将来を左右すると言っても過言ではありません。

この分権社会では、これまでの行政主導による地域づくりではなく、行政側は、市民とのパートナーシップ（友好的な協力関係）の確立により、ワークショップなどの手段で市民の声を直接施策に反映させ、市民側は、行政や企業と協働（共に対等の立場で協力し力を合わせていくこと）で自発的に地域課題を解決していくことが要求されています。

このような“市民参加”の地域づくりのシステムを積極的に推進していくためには、その担い手として地域の特色を生かした、自主的で活力に溢れた地域コミュニティの存在が必要となっています。

そこで、戸田市では居住環境の改善と地域の人的・物的資源を活用した、ゆとりとうるおいのある、私たちが誇れるまちづくりを目指すため、ここに地方分権の時代にふさわしい「地域コミュニティ推進計画」を策定しました。

この推進計画が、私たちのコミュニティづくりの教科書として大いに活用され、良好な生活環境と豊かな人々の交流のある地域コミュニティの醸成に寄与することを期待しています。

目 次

はじめに

第1部 地域コミュニティの現状と課題

第1章	地域コミュニティの現状	1
第2章	地域コミュニティの課題	4

第2部 目標と提言

～ コミュニティづくり推進のための10章～

第1章	コミュニティの理解	7
第2章	組織づくり	9
第3章	活動の活性化	15
第4章	人づくり	20
第5章	施設づくり	25
第6章	情報の提供・相談体制の整備	28
第7章	財政システムの確立－資材・資金の調達－	30
第8章	モデル地区の指定	32
第9章	市民の意識啓発・気運の醸成	33
第10章	行政内部の組織づくり	35
資料集		37

第1部

地域コミュニティの 現状と課題

第1章 地域コミュニティの現状

第1項 都市形態の変化と課題の発生

我が国の高度経済成長は、社会構造を大きく変化させ、物質的にはたいへん豊かになりましたが、人々の心をも変化させ、さらには核家族化、少子高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画社会の構築などといった社会的課題も発生させました。

戸田市に目を向けると、昭和30年代後半から40年代にかけ、大宮バイパスなどの道路網整備により、それまでの農村から工業や流通倉庫のまちへ、そして昭和60年9月の埼京線開通により都心との結びつきがより一層強化され、マンションなど、集合住宅の建設ラッシュと相まって、東京のベットタウンとして変貌を遂げ人口が急増し続けています。

この急激な都市化は、生活の利便性向上のような好ましい変化をもたらす一方で、防災・環境保全・交通安全などといった、小さな組織では解決できない、昔では想像すらできなかつた広域的な課題を地域に投げ掛けています。

第2項 都市化の中の特性

都市化が著しい戸田市の特性としては、人口構成が若く、子育て世代が多いこと、そして若年層の人口流動が激しいことがあります。

また、古くからある工場や倉庫などの産業に加え、印刷・食品加工等の都市型工業の集積がすすみ、産業のまちとして安定した職業の場が確保されています。

環境としては、荒川を中心とした自然の空間を持ち、ボートコースなど他市に類を見ない施設が豊かであることや、生活の場として様々な都市基盤の整備水準も高いことなどが挙げられます。

なお、統計の数値からも、人口流動が激しいことや賃貸住宅の割合が高いという特性を見てとれます。

第3項 市民意識の変化と希薄化

このように都市基盤が整い、物の豊かさと生活の豊かさは充足されましたが、私たち一人ひとりの価値観やニーズが多様化したことにより、自分たちの生活だけに关心を示し、人と人、特に人と地域の関係に歪みが生じ連帯意識も薄れてくれました。そのため、地域活動に無関心となり、町会・自治会への加入率は年々減少の一途をたどり、市民の地域離れが今まさに進行しつつあります。

平成10年度に実施された「戸田市市民意識調査」によると、近所づきあいについては、「あいさつ程度」が46.3%で、親密なつきあいをしている人が少ないことがわかります。

また、地域行事への参加度については、「あまり参加しない」と「ほとんど参加しない」とを合わせた参加度の低い層が51.9%で、地域行事に関心を示さない人が多いこともわかります。

これら統計の数値からも、地域への帰属意識の希薄化が顕著となっていることを見てとれます。

第4項 コミュニティ組織の現況

戸田市には、市内に結成されたコミュニティ組織として46の町会・自治会があり、地域の多様な課題を共同で解決するという大きな役割を担っています。また、それぞれの地域の中には、子ども会・青年会・婦人会・老人会のような年齢層別組織、防災・防犯・衛生のような行政協力組織、地域商店会（街）のような職業組織が、ひとつの地域の中でそれが主体性をもって活動しています。

これらの組織は、市町会連合会や市子ども会育成連合会などの市全体を統括する上部組織をもつていて、それぞれ独自の活動を実施していることもありますが、ほとんどは地域の中で相互に協力・支援し合い、コミュニティ活動を実施しています。

また、PTAなどのように学区等の広い地域単位のもとに編成されている組織もあり、なかには町会・自治会との地域的対応がないものもあります。

一方、趣味・教養・スポーツ・福祉といったサークルやグループ、またボランティア団体などが公民館や町会会館などを中心に結成されています。この組織の特徴は、活動のテーマに賛同した有志だけで結成されている任意参加型、特定の目的だけに限

って結成されている単一機能性、他の組織とは時には協力し合う程度の独立性などにあります。

これらは、共通のニーズをもつ人々が集まって自由に結成したもので、多様化する市民のニーズに対応したコミュニティ組織と言えます。

さらに、最近ではN P O（特定非営利活動組織－営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている団体）や、パソコンとパソコンをインターネットで結ぶネットワークなども、新しいコミュニティ組織として考えられ一部では有効な組織として機能していると言えます。

第5項 コミュニティの推進体制

しかし残念ながら、生活の場における様々な課題の解決に向け、これらの組織が有機的な協力や連携をしていないことが現実であると言っても過言ではありません。

地域住民が生活者の視点で生活の場を見直し、共通の課題や関心のもとに、共同の力で地域課題を解決する機能の向上や、私たち自身の生活の豊かさや質の追求をしていくために、新たなコミュニティ形成への取り組みが必要となっています。

戸田市においては、市の特性を生かし、良好な生活環境と豊かな人々の交流を目標に、市民・行政・企業が一体となったパートナーシップ型の地域コミュニティづくりに取り組むため、平成11年4月から行政組織を自治振興課からコミュニティ推進課に改め、コミュニティ行政の推進と充実を図っています。

第2章 地域コミュニティの課題

第1項 今後期待される活動

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地域住民のバケツリレーによる初期消火活動や、日頃からの隣近所の小さなコミュニティが救助救出活動を円滑にし、多くの人々の命を救ったなど、危機管理におけるコミュニティの重要性を再認識させました。

また、西鉄高速バスを乗っ取り、その乗客を殺害した事件など、多発する少年犯罪においても、その対応策として地域の教育力、いわばコミュニティの必要性が叫ばれています。

戸田市においても、

- ・生活弱者である高齢者や障害者に生きがいや、在住外国人にふれあいの提供
- ・子育てへの支援
- ・あらゆる機会への男女共同参画
- ・生涯を通じた学習活動の提供
- ・河川の浄化や水質などの保全
- ・ゴミのないきれいなまちづくり
- ・騒音のない静かなまちづくり
- ・都市景観や区画整理事業などのまちづくり
- ・犯罪や暴力のない安全なまちづくり
- ・地域住民の健康づくり

列挙してもしきれないほど、生活の場における課題が多発しています。

これらの課題解決にあたりコミュニティの役割が大いに期待され、私たち一人ひとりの地域活動への参加協力が、なんといっても必要になってきました。

第2項 市民の自治意識・危機意識・連帯意識の高揚

地域づくりの主役は、言うまでもなくその地域に住む自主性と責任を自覚した市民や企業です。

私たち一人ひとりが、地域活動を通じて、郷土を愛する心（自治意識）を育み、その地域で発生している課題を発見（危機意識）し、その課題解決のために、私たちが互いに共通目標をもち、協力及び連携（連帯意識）して取り組むことが求められています。

まず一義的な課題として、これら活動に自主的・自発的に参加していこうとする一人ひとりの自覚と活力を培う人づくりと参加意欲が求められており、コミュニティづくりは、市民が主役となって実行されるという意識の啓発と気運の醸成が必要となります。

また、特に人口流動が激しい戸田市にとって、新旧住民の融和が大きな課題で、新住民を対象にした新たな戦略が必要となっています。

第3項 コミュニティ組織の連携

この市民を受け入れるそれぞれの組織が、広域的な課題への取り組みや新しい市民のニーズに対応できるよう、開放的でしかも信頼感のある組織として、これまで以上に多くの市民を引き付けることのできる魅力のある組織として、地域の中に成熟していくことが求められています。

また、現在、コミュニティ組織の核として地域活動を展開している町会・自治会も、その与えられた使命を自らが認識し、今後のコミュニティ活動においてリーダーシップをとることが期待されます。

特に重要な課題としては、主体性をもって活動しているそれぞれの団体などが、共通課題の解決にあたり、合意形成のもと、人的・物的資源を相互に供給しあい、蓄積された知識やノウハウなどを生かし、お互いに不足している部分を補完できるような有機的協力や連携をどう構築していくかということが挙げられます。

第4項 コミュニティ施設のネットワーク化

これらの市民や組織が活動し交流する場である、公民館、学校施設や地区公園、また重要な施設とも言える町会会館などのコミュニティ施設を、自由に地域住民に開放し、さらにそれぞれの施設が独立して存在するのではなく、施設間の壁を越えた、かつ情報や資材などを相互に共有できる手段として、インターネットなどによるネットワークづくりが課題となります。

そして、ポートコースや彩湖道満グリーンパークなど特色ある施設も、遊びの空間やくつろぎを与える空間として、有効に利用できるよう、アクセスの方法などを検討する必要があります。

第2部

目標と提言

～コミュニティづくり推進のための10章～

第1章 コミュニティの理解

目標

「コミュニティ」を一律的に定義することは困難ですが、例えば「地域社会」「近隣社会」、あるいは「地域共同社会」という意味で使われます。

また、1969年（昭和44年）に提出された国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の報告書「コミュニティー生活の場における人間性の回復」では、「生活の場において、市民として自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互の信頼感のある集団」が「コミュニティ」であると位置づけています。

これは、人と人との連帯感が希薄となり、孤独感や無力感が強まる現代社会にあって、人間性を回復する一つの方途としてコミュニティの形成が必要だと位置づけたものです。

次に、コミュニティに対する私たちの一般的なイメージとしては、「そこに暮らす人々が何らかの帰属意識を持っている一定の生活圏（エリア）」と言い表すことができます。その帰属意識は、子どものころから伝統文化の継承活動へ参加したり、社会的奉仕活動へ継続的に参加することによって養われ、そうした意識を持つ人が社会的な協調活動を展開しているような地域をイメージしています。

そして、よりよい地域づくりを目指して、私たちが自主的かつ積極的に地域活動に参加できる最も身近で日常的な場が、良好なコミュニティであると思います。

さらに、最近、地域ではボランティア活動をはじめ、NPO（特定非営利活動組織）による社会貢献活動が活発になり、新しいコミュニティの可能性を探るために、その重要性が広く社会で認められ期待も高まっています。

これらボランティアやNPOが、自分たちの活動だけに固執しないで、自分たちの地域のコミュニティを理解し、地域にもう一歩踏み込んで活動を展開すれば、地域は今まで以上に魅力あるものとなります。

そこで、コミュニティを広く皆さんに理解してもらうためには、自分たちの生活だけに関心を示し、地域活動に全く関心を示さない一人ひとりに対して、長い時間をかけてコミュニティの必要性を十分に理解してもらうことと、既に地域と密着して活動をしている人々の意識改革が最も重要な目標と考えられます。

また、公民館や町会会館などで活動している趣味のサークルや、小・中学校の P T A の人々に、これからの中づくりには、今まで以上に地域との連携が必要であることを改めて理解してもらうことも大切な目標となります。

提 言

年間 2 万人近い転入者・転出者や 20 歳代から 30 歳代の若い世代に、コミュニティの必要性や人と人が支え合う思いやりの心が必要であること、参加することの意義や自己実現がかなう可能性がみえること、などを認識していただくことが必要です。

また、地域の歴史、文化、生活に関する情報など、身近で多くの人々が関心を示しやすい情報を提供する機会を多く設け、講座等の学習機会を増やす必要があります。

そして、地域発展に関する意識を高めつつ、拠点となる施設の改善整備等と地域のリーダーたる人物の発掘と育成に努め、更にボランティア、N P O などの活動を活性化する必要があります。

それにはまず、意識の高揚はもとより、町会・自治会活動を更に活発化し、P T A 、文化・スポーツ等の各種団体組織の育成と活動を推進する必要があります。

第2章 組織づくり

目標

地域コミュニティを推進するため、地域別及び中央組織としてのコミュニティ協議会を個々に組織していくものとします。組織は町会・自治会を中心とする既存の地域団体、自発的なグループ及び公募等による有志個人などによって組織され、地域課題の解決に向けて協同して活動を行う「協議会方式」とします。

1) 地区設定

戸田市の町会・自治会は、世帯規模が200～2500と一様ではありませんが、エリア的にはそれぞれ住居表示ごとに区分され区域的に狭い傾向にあります。しかし近年、防災・まちづくり、交通・環境、地域福祉など広域的に取り組まなければならぬ課題が多くなってきています。町会・自治会が地域を包括する市民組織であるとはいえ、これら広域化した諸課題に対応する組織としては十分でないところがあります。これらに対処するためには少なくとも小・中学校区以上の広域的な連帶が必要となります。

2) 地域割り

戸田市は、上戸田・下戸田・新曽の旧3ヶ村からなる戸田町と、美谷本・笛目の旧2ヶ村からなる美笛村が、昭和32年に合併して今日の市域が確定しました。市では、従来からこの旧村を行政運営上の区分やまちづくりの推進単位として、公民館をはじめとする公共施設を配置してきました。

この旧5ヶ村はそれぞれ今日でも歴史的・文化的なまとまりを持つ上に、国道17号線や上戸田川、笛目川などによって物理的な圏域としても区分され、町会・自治会や子ども会などにおいて頻繁な地域内交流や何らかの組織づくりが行われています。また、一部の地区を除いて、小・中学校単位とも地域的な整合性が取られていて、およそ、市民の間でも地域意識が醸成されていると言えます。

従って、上戸田、下戸田、新曽、笛目、美女木の5地区を前提に、組織づくりを進めていくのが理想と考えられます。

ただし、都市基盤の整備等により、将来的に、従来とは異なるまちづくりが求めら

れる可能性もあり、必ずしも5地区に固執することではなく、地域の実情と地域住民の意向を把握しながら進めることができがより望ましいと思われます。

3)組織づくり ※P13「目標とする組織図例」のとおり。

○総会

組織の最高意思決定機関として、次の決定及び承認を行う。

- ①組織の規約の制定及び改廃の承認
- ②年間計画及び予算の承認
- ③役員の選任

○役員会

- ①総会の委任を受けて一般事項の決定及び承認
- ②各部間の総合調整
- ③各部、本部等の予算配分の審議
- ④各実行委員会の組織編成
- ⑤コミュニティ全般に関わる重要事項の審議

○総務部

- ①各部員等を対象とした学習項目の策定
- ②各部会に属さないシンポジウム等の開催
- ③防災及びまちづくりに関する学習や意見交換会の実施
- ④突発的事項等の発生時の対応組織の編成
- ⑤定例連絡会の開催

○青少年部

- ①青少年育成に関する学習や意見交換会の実施
- ②町会・自治会や団体等以外で広域的に取り組む活動の実施

○福祉部

- ①地域福祉等に関する学習や意見交換会の実施
- ②町会・自治会や団体等以外で広域的に取り組む活動の実施

○環境安全部

- ①ごみ減量、環境負荷低減、交通安全、防犯等に関する研修会や意見交換会の実施
- ②町会・自治会や団体等以外で広域的に取り組む活動の実施

○スポーツ部

- ①レクリエーション及びニュースポーツの指導会の実施

②中学校区以上でのスポーツ大会などの実施

○文化部

①地域文化や生涯学習等に関する学習や意見交換会の実施

②中学校区以上での文化的事業の実施

○広報部

①コミュニティ機関紙の定期的な発行

②ネットコミュニティの促進と実施

③コミュニティ紙等の編集に関する学習会の実施

4) 参加団体

地区コミュニティ協議会は、個人あるいは次のような地域内の多様な組織や団体によって組織されるものとします。なお、企業も地域の一員として当協議会への参加を促すことが効果的であると考えられます。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ・地域団体 | 町会・自治会、老人会、青年会、婦人会、子ども会など |
| ・教育団体 | 幼稚園（保育園）、小学校、中学校、PTAなど |
| ・趣味・教養的団体 | 公民館等で活動する団体、地域で活動する団体など |
| ・専門組織 | 商店会（街）、企業、公的機関、NPO |

5) 中央組織と地域コミュニティ組織の自立性の確保

コミュニティ協議会には、地域別のほかに全市的な組織や団体も参加する必要があります。その受け皿としての中央組織も必要と思われます。中央組織は、全市的な新しいコミュニティ活動の先進事例の紹介、対外的な事業の推進等を図るほか、全市的に統一テーマで取り組む活動が生じた場合の各地区コミュニティ協議会の調整役などが求められます。

しかし、地区コミュニティ協議会の自主性・独立性を確保し、中央組織とは上下関係ではなく、平等性を確保する必要があります。

6) 個人参加（公募枠、推薦枠など）

コミュニティを推進するには、コミュニティに関心のある個人の参加が不可欠です。

また、知識・経験ともに豊かな人材も不可欠であり、参加する組織・団体からの推薦によってこれを確保するようにします。

提 言

私たちが目標とするコミュニティの組織づくりを推進するとともに、活発なコミュニティ活動を行うために、次のような事業を行っていく必要があります。

1) 地区別施設づくり

公民館の管理運営方式の変更や小・中学校の空き教室の活用、学校の施設開放などによる、コミュニティ活動の核となる場づくりの推進。

(施設づくりから入るとその施設運営が主体の組織に陥りやすいため、組織づくりを先行させるべきであると思われる。)

2) 多様な文化・イベント活動の実施

防災訓練、運動会、祭り等の積極的な推進による、地域の連帯と自治意識の醸成。

(活動を通して地域の文化的なシンボルづくりを目指す。)

3) コミュニティリーダーの養成

人材の育成、発掘をし、活動を支援する体制づくり。

(人材バンク、財政支援、活動保険、後援などを進める。)

4) 新しい組織づくりに向けた講座や学習会の開催

いつでも、だれもが自由に楽しく参加できる講座や学習会の開催。

(講座終了後も引き続き活動するよう、サークル化・グループ化を図り、積極的に支援する。)

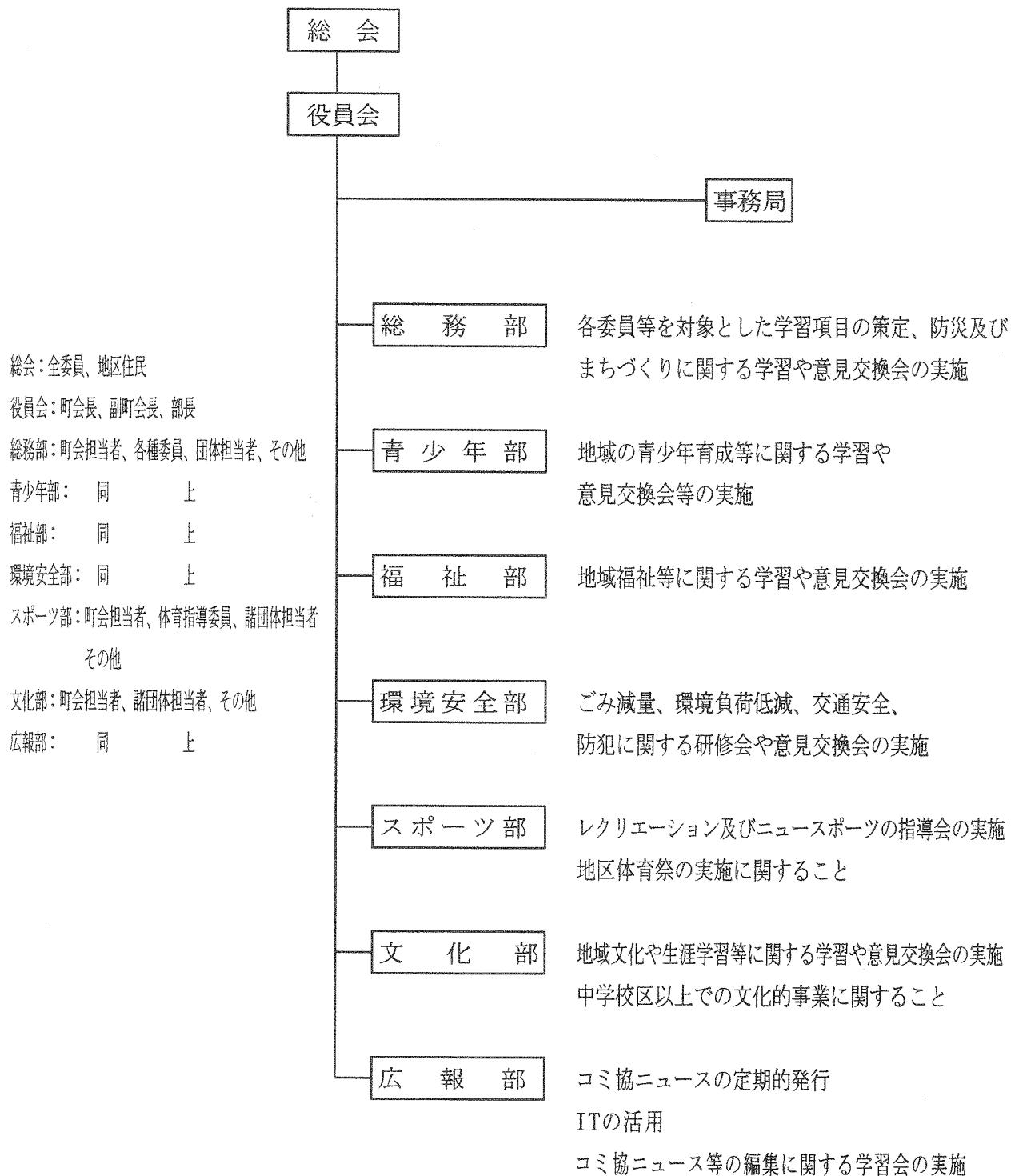
5) 市・地区コミュニティ協議会等のホームページによる情報の提供

情報交換のためのEメール、電子掲示板などの開設と活用。

(活用を図ることが大切である。)

【目標とする組織図例】

○○○地区コミュニティ協議会



新領域の概念

:20.000

平成十一年一月

近鉄汽船



第3章 活動の活性化

目標

戸田市におけるコミュニティ活動としては、スポーツ、文化、福祉、親睦などの多種多様な活動が、町会・自治会をはじめ各種の市民団体によって行なわれてきました。

今後のコミュニティ活動においても、こうした町会・自治会、市民団体、サークル・クラブなどの地域の団体が、防犯、環境、交通、高齢者等に係わる地域コミュニティの共通課題の解決に向けて活動することが必要となっています。

とくに戸田市においては、次の三つの活動が重要になります。

1) 親睦と交流の増進

親睦と交流を図るために、居住年月に関わりなく、また性別や世代間等の隔たりなく、地域に居住する皆さんが積極的に触れ合える機会と場を創出し、誰もが楽しく、生きがいを感じることができ、地域に愛着を持てるような心豊かな生活を目指します。

例→親睦、地域の祭り、スポーツ、文化、健康、教養、レクリエーション等

2) 地域の問題への対処

地域の生活環境をより良くするために、その地域の個人一人ひとりでは解決困難な問題を、地域のみんなで考え、協力し解決して行く活動を目指します。

例→交通、防火、環境、教育、保健衛生、地域づくり等

3) 地域の共助活動の推進

社会的弱者に対する地域ぐるみの援助や、青少年の非行防止、災害時の近隣の人々による相互援助など、市民相互が助け合う連帯活動の活性化を目指します。

例→子育て支援、青少年の健全育成、高齢者支援、障害者支援活動等

ところで行政によるコミュニティ活動への支援を見ると、個々の担当課単位のものにとどまっているのが現状です。これらを有効かつ効率的に運営するためのトー

タルシステムの確立が必要不可欠となります。

行政による活動への支援としては、目的にあったコミュニティ活動に役立つ情報及び活動の機会の提供等の充実を図るとともに、豊かな生活が営めるよう、さまざまな触れ合いのあるコミュニティ活動への柔軟な支援が望まれます。

提 言

1) コミュニティ活動の活性化

これから期待されるコミュニティ活動として、次のような活動を活発化させる必要があります。

ア) 青少年の健全育成

青少年育成市民会議、単位子ども会活動、PTA連合会、自主活動グループ等への支援

こどもの国や児童センターでの事業等と青少年健全育成活動との連携の強化
自然体験・観察教室や環境美化運動、ボランティア活動等の地域活動プログラムの充実

青少年の国際交流事業

学校教育との連携、PTA活動との提携

学校開放事業

イ) 子育ての支援

子育て学級（幼児）

子育て交流会

子育て支援講座の開設

ファミリー・サポート・センター事業の推進

子どもコミュニティプラザ

ウ) 高齢者の支援

シルバースクール

老人クラブ等への支援の充実

シルバーボランティア活動の促進
各種文化事業等での指導者としての活動の場の拡充
高齢者事業団の充実
施設との交流

エ) 障害者の支援

ふれあい交流、スポーツ交流事業
福祉作業所等の拡充
手話講習、点字講習等の拡充
施設との交流

オ) 環境安全

ゴミ減量、資源再利用活動
交通安全
防犯・非行防止活動
防災まちづくり
緑化・花いっぱい運動
環境悪化防止運動
環境点検・カルテの作成
都市景観づくり、コミュニティ・ミュージアム構想

カ) スポーツ

地区体育祭の実施
生涯スポーツ事業
健康・保健教室の開設
ポートコース等を利用したフェスティバルの開催

キ) 文化

地域文化祭の開催
生涯学習事業の実施
出前講座の活用

地域文化の発掘、保存、創造
地域情報の発信・受信
IT講習の充実・サークルの育成

ク) 親睦と交流

レクリエーション事業
盆踊り・祭り・新年会など親睦年中行事
世代間交流
新住民との交流
在住外国人との交流

ケ) ビジネス

企業の社会貢献活動との提携
コミュニティ・ビジネスとの協同
地域通貨

コ) 支援機関との提携

行政、企業、各種団体、大学、専修学校等

2) 活動基盤の整備

コミュニティ活動を活発化させるには、次のような基盤を整備する必要があります。

ア) 情報提供システムの確立

公共施設・金融機関・コンビニ等への情報端末の設置
(市民が何かの行動を起こそうとする時に必要な具体的情報を、いつでも引き出せるように情報を集積し、公開し、そして共有することが必要。)

イ) フィードバックシステムの確立

ホームページの開設

電子投書箱の設置

(お互いが、広くアイディアやノウハウを提供しあい、それらを情報というエンセンスまで昇華させるため、「知恵」の受け皿を常時用意。)

ウ) 「ひと・もの・かね」一人材・施設・財源

①ひと→「戸田ふるさと人材銀行」の設立

ボランティア登録

一芸名人登録

(人材の確保を主たる目的とし、その内容を限定せず、広範囲な分野で登録。)

②もの→「活動拠点」の確保

(市民や団体が自由に利用し、打ち合わせや作業を行う機能を備えたり、情報提供・相談事業などができる拠点施設づくり。)

③かね→「財源」の確保

(寄付や会費で一定の財源を確保するための恒久的な財政システムの確立。)

3) 市の事業との連携

市では、総合振興計画を策定して、市民生活の向上のために事業を推進しています。地域のコミュニティ組織としても積極的に市の事業に関わっていき、地域課題の解決に向け連携を強めていく必要があります。

ま

き

第4章 人づくり

目標

今の世の中では、人と人、人と地域の関係に歪みが生じ、数々の社会問題が顕在化しています。人間性を回復し、地域のきずなを本来あるべき姿に戻すためには、まず現に生活する地域を見直し、現状と課題をしっかりと把握する必要があります。

コミュニティ活動は、地域社会を明るく住み良くするために、人々のふれあい、連帯、生活環境の改善等の各分野にわたって自主的な実践活動をすすめ、全地域的な活動へとその輪を広げていく活動です。

そのためには、誰しもがコミュニティ活動に参加できるような機会と人づくりが、欠かせない大切な要素となります。

特に、現状では、リーダーの高齢化や後継者の不足がおこっていて、活動の停滞が心配されます。また、一部のリーダーに役割が集中し、過重な負担を強いていることから、本市においてはリーダーの発掘と育成が急務となっています。

そこで、人づくりに向けた目標を次のとおり設定します。

1)自覚と活力のある人づくり

市民の立場から地域づくりに参加する自覚と活力のある人づくりの実践の場としてコミュニティがあります。

人は、趣味や学習、スポーツ活動や青少年の健全育成、子育て、高齢者・障害者支援、防犯、防災、環境問題などの社会的活動を通して、活動のおもしろさや意義を自覚し、新たな意識を持ちはじめます。その個々の人があらためて地域を見直し、人々が集い考え方で地域づくりに参画することから「地域を変える」ことにつながっていくことになります。このようにコミュニティへの参加を通して地域づくりに参加する自覚と活力のある「人づくり」を目指します。

2)市民の連帯意識を深める

まず隣人とのあいさつや小グループにおける交流からコミュニケーションが始まります。コミュニティへの参加は、まず人と人が知り合わなければなりません。

さらに祭りなどの地域行事や趣味や学習、スポーツなどのサークルへの参加により親密性が増し連帯感を育てることができます。

この場合、町会・自治会などの地縁的集団の活性化も大切ですが、これからは趣味や学習、スポーツなどの活動によって、新しい人間のきずなを育てる場が用意されることが求められます。

3)社会的課題を認識する

青少年育成・防犯などの社会的活動をする団体の活動に参加することにより、生活環境や環境問題などの生活上の課題や地域の課題などに対する認識を深め、協力して課題を解決する方向に進むことができます。

また、趣味や学習、スポーツなどの活動を通して社会的課題を認識することができますが、ただ学ぶだけ、楽しむだけのものではなく課題を認識して行動することが求められます。

4)自治意識を形成する

私たちが自らの考えに基づいて社会的課題の解決に参加することは自主性を養い、かつ自治の中心的な役割を果たすことを認識することになります。主権者は市民とする自治意識を形成することにもつながります。

さらに、なんでも行政に依存するのではなく、自らの力によって問題を解決する「自助努力」の意識を育成することにもなります。

5)地域づくりに参加する

受け身やおしつけではなく私たちが自発的に、自由な立場で、自立して地域づくりに参加する自覚と活力こそが地域づくりの土台となります。コミュニティは市民にその場を提供する大きな役割を果たします。

提 言

1) 市民と行政の立場

コミュニティづくりの主体は私たち自身であり、自主的な活動が求められます。

行政はコミュニティの意味や目標、市民の役割と行政の立場をよく説明し理解を得ることが求められます。行政主導はさけ、施設の整備や活動の助成など市民活動を支える条件を整備することが基本的な役割と言えます。

2) 市民参加

コミュニティは地域の人々だれもが広く参加することが基本ですが、市民の参加が乏しい現状において次の課題解決が求められます。

ア) 地域への愛着が薄い

- ・住んでいる地域の自然、歴史、人間を知らない—講座やイベントの開催
- ・地域に居住する年数が短い—定住化の促進を図る

イ) 一定層の参加が乏しい

- ・新住民の参加が乏しい—新旧住民の融和事業の実施
- ・若者の参加が乏しい—若者を巻き込む、楽しみの場、遊びの交流の場の提供
- ・都市化の進んだ地域住民の参加が乏しい—地域的なものより行為による親和感の形成に努める

ウ) 個人的な問題として

- ・意識の不足—日常生活の中から自然に行動できるよう啓発活動の実施
- ・時間や仲間の不足—余暇時間や機会の増加を図る

エ) 基本的条件として

- ・施設や指導者の不足—施設の充実や指導者の養成・発掘を図る
- ・情報の不足—多様な情報媒体の積極的な活用を図る

3) 社会活動

趣味や学習、スポーツや青少年育成・防犯などの社会的活動への参加を通して、活動のおもしろさを認識し、生きがいを見つけたり、自分の個性や隠れた才能を

発見することができます。

こうした社会活動は、人との結びつきのなかで、協同しておこなうもので、連帯や問題意識を形成し、地域づくりの実践の場となります。

ア) だれもが自由に参加できる活動である

- ・地域の人々が広く参加できる機会の提供
- ・身近で日常的な活動から始める機会の提供

イ) 個人や団体が自主性をもって活動する

- ・企画から運営まで市民自身によって行動できるよう自主性の尊重を図る
- ・生活や地域の課題など社会的課題の認識と、自らの解決の推進
- ・地域文化の創造など地域おこし活動の推進

ウ) 市民と行政の協働

- ・行政の条件整備（施設整備・事業補助・職員協力など）を図る
- ・生涯学習・文化・スポーツ行政の支援の充実

4) コミュニティリーダー

何かの活動をする場合は、その分野の技術・技能・知識を持っている人がリーダーとして団体をリードしていく必要があります。

団体が活性化するためにはリーダーの存在が大きく、それぞれの活動に取り組む意欲を団体相互の連携や協同に振り向けることも必要であり、マネジメント能力を備えたリーダーが求められています。

ア) リーダー養成研修体制の充実

- ・子ども会リーダー研修、青少年指導者研修等の実施
- ・家庭教育、子育て等のアドバイザー養成講座の開催
- ・市民講師育成講座の開催
- ・コミュニティリーダーの研修、養成
- ・市民サポータ体制の確立
- ・リーダー交流会、シンポジウムの開催

イ) 人材の発掘・養成・活用

- ・指導者の発掘及び指導者バンクの整備とネットワーク化
- ・指導者バンクに登録された人材の活用

5) ボランティア・NPO

ボランティア・NPO活動は一人ひとりの自発的な意志に基づき、協同して他人や社会に貢献する活動です。学習・文化・スポーツなどの活動と同様に活動を通して自身が豊かになり、参加によって連帯や問題意識を形成し地域づくりの実践の場となります。

ア) 一人ひとりが無理なく参加できるようにする

- ・連絡組織や総合窓口の設置
- ・ボランティア・NPO講座や学習会の開催
- ・ボランティア・NPO活動と行政活動情報の提供を図る

イ) ボランティア・NPO活動と行政との関係を明確にする

- ・ボランティア・NPO推進計画を策定する
- ・市民の自発的な行動と連帯による活動に対する認識を高める
- ・行政との協力関係構築を図る

ウ) ボランティア・NPO活動のなかで学習の重要性を認識する

- ・国民の権利、政治や制度、地域の課題などの啓発活動を推進する

エ) 他の団体とのネットワークづくりに努める

オ) ボランティア・NPO活動拠点の整備を図る

- ・ボランティア・NPOサポートセンターの設置

6) 各種委員の委嘱

行政もさまざまな施策を実施するために、広く市民に協力を求めていきます。そのひとつに各種委員の委嘱があり、市民が行政に参加する、またとない機会となっています。こうした委員は、公募方式やコミュニティ組織から推薦いただいた方で構成されています。これからもボランティアとして、市民、地域、行政のために活躍が期待されます。

第5章 施設づくり

目標

地域住民の身近な施設としては、市内全域に町会会館や地区公園がありますが、何れの施設も、利用を通じて地域のコミュニティ活動を高める有効な施設であり、地域の連帯感の醸成にも重要な役割を担っています。

そこで、今後におけるコミュニティ施設の整備としては、昨今の財政状況から地域に密着する各種の既存施設の施設開放による有効利用が考えられますが、地域の状況により、新しい施設の建設についても、複合化、多目的化の方向で検討していくことが必要ではないかと思われます。

また、施設づくりにおいて、既存施設の整備や新しい施設の建設は行政主導型ではなく、私たちが主体となり地域住民が利用しやすい施設づくりが大切です。

主役は市民であり、行政は脇役として側面から専門的な支援を行い、コミュニティ行政の原点に立って行うことが必要不可欠であると考えます。

さらに、コミュニティ施設の維持、管理、運営についても、何らかの形で地域住民に委ねることが望ましいと思われます。

提言

1) 拠点施設の整備

福祉センターや公民館などの既存施設の転用等、コミュニティ施設の整備にあたって重要なことは、「人が集まる施設」あるいは「人を集める施設」ではなくてはなりません。そこで施設自体に「遊び」の空間を持たせたり、「くつろぎ」の雰囲気があるといった、施設への存在感・期待感や魅力が必要です。

また、地域の特性に合わせた「地域のシンボル的な施設」の整備が重要であり、画一的でない施設整備が望されます。

このように、コミュニティ活動の拠点施設としての位置付けを明確にし、地域住民が各種活動に自由に使用できる多目的の機能をもった施設を整備し、その充実を図ることが重要です。

ア) 5地区を単位とした、広域のコミュニティ組織の提携が可能となる各地区的地域的施設整備及び存在感と機能に優れた「地区のシンボル」になるような施設整備の充実が望まれます。

- ・下戸田地区➡下戸田公民館（東部福祉センター）
- ・上戸田地区➡中央公民館（上戸田福祉センター）
- ・新曾地区➡新曾公民館（新曾福祉センター）
- ・笛目地区➡笛目コミュニティセンター
- ・美女木地区➡美女木公民館（西部福祉センター）

イ) 活動拠点の基盤を確立するための「人が集まる施設」、「人を集めの施設」の場所として、学校（空き教室等）を積極的に開放することを推進し、また、その他コミュニティ活動の拠点施設整備を図る必要があります。

- ・下戸田地区➡戸田第二小学校、喜沢小学校、戸田東小学校、
戸田東中学校、喜沢中学校
- ・上戸田地区➡戸田第一小学校、戸田南小学校、戸田中学校
- ・新曾地区➡新曾小学校、新曾北小学校、新曾中学校
- ・笛目地区➡笛目小学校、笛目東小学校、笛目中学校
- ・美女木地区➡美谷本小学校、美女木小学校、美笛中学校
- ・その他の公共施設➡こどもの国、教育センター、図書館・郷土博物館、スポーツセンター、福祉青少年会館、児童センター、勤労女性センター等

ウ) 私たちにとって身近な「町会会館・集会所」においても、コミュニティ活動の拠点施設整備の充実を図る必要があります。

上記のとおり、現在市内には数多くのコミュニティ施設があります。これらの施設を有効利用する方法を工夫するとともに、事業の提携などを含めた施設間の有機的連携を進めるため、ネットワーク化を図る必要があります。

2)施設のコミュニティ化

- ア) 私たちの自主的な地域活動の場として、自分たちの施設だという共属感情をもてるように、市民の主体性を重んじる方向で、利用方法や管理運営の在り方について見直し、施設とコミュニティとの一体化を促進する必要があります。
- イ) 町会・自治会単位で対処できない事柄を「地区コミュニティ協議会」で調整し、行政とのパイプ役的な活動並びに新旧住民を含めた活動力を推進し、市民組織同士の連携を図るために、活動拠点の施設間での情報交換を行う情報ネットワーク化が必要です。また、利用者のネットワーク化として施設での催し物の情報提供や利用等に関する適切な情報提供を推進する必要があります。
- ウ) 行政は、施設を管理する各所管部署の連携等「窓口の統一化」を促進することにより、公平な施設運用と利便性を確保する必要があります。

第6章 情報の提供・相談体制の整備

目標

現在国では、ＩＴ（情報技術）化を目指した社会の構築に取り組んでおり、今後これらを活用したコミュニティづくりがますます盛んになってくると考えられます。

私たちは、どこで、どのような行事が開催されているかといった情報を知りたいと思っています。知りたい人と、知らせたい人との情報がコミュニティ情報として、多様な媒体（広報、チラシ、ポスター、Eメール等）によって広く収集できるよう行政の支援が求められています。

こうした中で、現行の広報等による情報伝達手段の充実はもとより、これらをＩＴ化し推進していく必要性がますます重要となっています。

戸田市は賃貸住宅の割合が多く、永住指向が低く、町会・自治会への加入率も減少傾向にあることから、いかにして地域住民の意識をそれぞれの地域に向けさせ、良好な生活環境と人々の豊かな交流の場の創成を目指していくか、そのコミュニティづくりの必要性が問われています。

今後、こうしたことを踏まえたうえで町会・自治会の在り方や各種団体、ボランティア、NPO等との連携をどのように構築していくかということも、大きな課題となってきます。

現代社会は、言うまでもなくその場に行かなければ情報を収集できない時代ではありません。既に一部の団体ではホームページ等によりその活動を広く紹介しており、市民はこれらの情報を自宅にいながら容易に収集することができます。

したがって、今後ＩＴ化を推進することで広く市民に多くの情報をより早く、より効率的に提供できることから、これら情報収集の場として、公民館、町会会館、学校、コンビニエンスストアなどとの連携の充実を図ることも重要になってきています。

また、コミュニティ活動を助長するためにも相談体制の整備は欠かせません。誰しもが参加できるよう、情報の提供と相談の窓口を設置していくことが課題となってきます。

提 言

そこで、これらの課題をより早く実現するために、まず公共施設等のインフラ整備を早期に行い、既存の団体、ボランティア、NPO等との連携並びに公共施設、市庁舎等のネットワーク化を図ることにより、選択できる多くの情報、助言、相談、教材等を提供可能にする必要があります。これについては、市役所の多くの部署で既に検討されておりますが、行政システム全般にわたるLAN化とこれらの部署と既存の団体、ボランティア、NPO等とが一体となってネットワーク化に取り組み、行政の情報公開を一段と進展させ、パートナーシップによるまちづくりを実現させなくてはなりません。

また、転入者等に対する情報の提供の充実、あるいは情報弱者を救済する配慮や措置を講じ、市民すべてが平等に情報を共有できるよう、行政やコミュニティが併せてこれらの対応についても取り組まなければなりません。

なお、相談体制についても、早急に整備する必要があります。

1) インフラ整備

- ・各施設のLAN化の推進
- ・ホームページ・電子掲示板の開設と活用

2) 相談体制の整備

- ・活動拠点における相談体制の整備と窓口の開設

3) ITの推進

- ・IT講習の拡充

第7章 財政システムの確立－負担・資金の開拓－

目標

資材・資金面から現状を捉えると、各種のコミュニティ団体は、会費、参加費、寄付金、助成金などによって運営されており、その財政規模によって活動や成果が大きく左右されたり、制約を受けたりしています。団体によっては、行政の助成金の割合がその多くを占めることから、これに付随する業務が、

- ・本来のコミュニティ活動の制約となっている。
- ・業務を担う一部の協力者に過重な負担を強いている。

等々の指摘がされたり、助成金が既得権化していくそれに見合う活動や成果を問われたり、助成金等の財政支援を受けずに自主財源のみで活動し成果を挙げていたりと、その態様はさまざまです。

また、資材等を個々に調達することから団体間で重複して無駄が生じていたり、不足して活動に支障を来したり、活動が制約されたりといった不合理も見受けられ、協力者の過重な負担等の見直しや資材等の有効活用を図ることや、市民活動を推進するための公正で恒久的な財政基盤を確立することが今後の重要な課題とされています。

提言

そこで、「地区コミュニティ協議会」の財政基盤を確立するうえでは、こうした現状を踏まえて地区の各種団体や町会からの負担金や企業等からの賛助金などに加え、

- ・コミュニティ活動によって恩恵を受ける地域住民に対する応分の負担や会費
- ・地域のコミュニティ資源を活用した集客力のあるイベントや活動による収益
- ・介護やデイサービスといった自主事業による恒久的な収入
- ・コミュニティ活動推進事業基金の創設と基金運用
- ・コミュニティ・ビジネスへの取り組み～地域通貨の運用
- ・その他、広く資金の提供を募る方策

などによって自主財源の拡充に努めるとともに地区の各種団体等が所有する施設、資材等がどこに何があるか等、効率良く柔軟に活用できる体制の整備といった組織運営や、より多くの参加が得られる活動の掘り起こしなどに努め、自立する自助努力が必

要となります。

こうしたことから、個々の団体、町会等の実働グループをワークショップグループとして組織化した実行組織と各団体や町会等の役員や学識経験者、一般市民で構成する「地区コミュニティ協議会」を組織し、これらの総会や役員会等において計画的かつ公正に資材や資金を管理運用する全市民的な参画システムを確立し、多くの市民の理解と参加が得られる活動やイベントを実施するとともに、基礎財源を確保するうえで地区を越えてより広く、より多くの協力が得られる方法を計画し、実施していくなければなりません。

【取り組みの例】

その1 『ふる里戸田の会』の設立

地区的各種団体や町会・自治会からの負担金及び企業等からの賛助金をはじめ、また今は戸田市から離れてはいるが、かつては戸田市で生まれ、かかわり、育ち、住み暮らしていた人々にも地区コミュニティ協議会の会員制度を設けてコミュニケーションの輪を広げ、一定額の年会費をいただき、戸田の名産品の販売等も行って、剰余金を運営費用に充てます。

その2 『コミュニティ・ファンド』

広く資金を集める目的で、市民や企業等から、一時的な寄付としてではなく、毎年の年会費を集め、基礎財源とする考え方です。

第8章 モデル地区の指定

目 標

この計画において目指すコミュニティを推進するために、市は地域と積極的に連携を保ちつつ、次の要件などを考慮しながらモデル地区を指定し、モデル事業を選定し、各種の支援を行い、より良いコミュニティを創造することによって、コミュニティとは何かということを示していくことが肝要と考えられます。

<モデル地区の選定要件>

- ・地域的一体感の存在
- ・共通価値の存在
- ・共同で地域問題を考えようとする会議・団体等の有無
- ・地域での共同イベントの有無

提 言

モデル地区では、市と協議・連携しながら次のような事業を実施します。

- ・モデル地区推進計画の策定（コミュニティ・カルテなど）
- ・モデル事業の実施
- ・個人参加も可能な地域会議の開催
- ・コーディネーターやアドバイザーの市からの派遣
- ・共同イベントの推進及び支援
- ・コミュニティ拠点となる施設整備
- ・その他地域の特性にあった、コミュニティづくりに必要な事業

第9章 市民の意識啓発・気運の醸成

目 標

戸田市は、毎年、約9,000人が転出し、約10,000人が転入するといった転出・転入が多い人口流動の激しい現況にあります。

しかしながら、意識啓発や気運の醸成を図るためにには、これら新住民や町会・自治会の人々だけではなく、市民一人ひとりや各種団体など、コミュニティの全体像や住民層の多様化を捉える必要があります。更には、各種団体のリーダーや既に地域活動に携わっている人々の意識も積極的に改革していく必要があります。

まず、地域でどのような課題があるのかを自らが発見し、その課題解決に向けてどのように連携していくのか。すなわち、私たち自身の意識を高めることがコミュニティ形成の第一歩だと考えられます。

提 言

意識啓発や気運の醸成には、様々なテーマを掲げたフォーラムや講演会などを通じながら、長い時間をかけて少しづつ郷土愛を育む必要があります。そうすることで、おのずと意識も高まれば、地域住民自らの手でコミュニティに関する勉強会はもとより講演会なども主催できるようになると考えられます。その過程の中で「出前講座」などを積極的に活用していくことも有用であると思われますので、市には隨時その体制の整備を怠らず、かつその内容の研鑽に努めるなど、積極的に側面から支援していく姿勢が求められます。

また、忘れてならないものとして、ふるさと祭りや市民体育祭或いは文化祭といった不特定多数の人々が集い触れ合う機会があります。こうしたいわばイベント的な事業には、人々の気持ちを引きつける“楽しさ”という重要な要素が溢れています。何事においても楽しみの部分が見いだせなければ、人は積極的かつ継続的にそこへ関わり続けることは難しいと思われます。今後とも、より多くの人が集い関わるような魅力溢れる事業の創出に努める必要があります。

さて、変貌著しい戸田市において、数十年前に形成された既存のコミュニティに、現在の多様化した市民層を呼び込むことは並大抵のことではありません。その近道と

して今注目されるものに、普及著しいＩＴの活用が挙げられます。たとえ短期間しか市内に住まない方でも、各人が気軽に情報を得て興味ある分野に端を発して地域と関わりをもつことが可能であるなど、その効用は今までにない無限の可能性を秘めているものと思われます。

市民・行政・企業が一体となったパートナーシップによるまちづくりに向けて、既存の町会や自治会組織を更に充実させた「地区コミュニティ協議会」の早期実現を目指すには、地域住民の意識高揚と気運醸成に向けた新たな取り組みを今後とも模索し検討していく必要があると考えられます。

- ・フォーラム、講演会の開催
- ・出前講座等の学習機会の充実と促進
- ・交流の場や啓発の場づくり
- ・ＩＴ活用による情報の提供

第10章 行政内部の組織づくり

目標

戸田市第3次総合振興計画においては、各般にわたりコミュニティに関連する施策が講じられています。

コミュニティづくりの施策は広範多岐にわたっており、個々の事業ごとに実施されている各種コミュニティ関連施策を担当する部署がそれぞれ所管していることから、いわゆる、「タテ割り」行政となっているのが現状です。

コミュニティを推進する場合、「タテ割り」による各所管部署ごとの推進では円滑なコミュニティ行政の推進は考えられません。また、特定の部署が担当する場合であっても部署間に相互調整がないため対立などが課題として考えられます。

本来、コミュニティはタテ（上下）の関係とは無縁のものであり、むしろヨコの関係の「連帶組織」です。

コミュニティの主役は私たちですが、コミュニティを推進していくには市民と行政の協働作業が必要となります。この協働作業を進めるにあたり大事なことは、行政が「市民のくらし」や「市民の生活感覚」に近づいた考え方を持ち、市民の視点に立った行政運営が重要となります。

提言

市民との協働作業を進めるためには、担当するコミュニティ推進課の体制をより充実させることはもちろんのことですが、現在のタテ割りの行政組織の見直しが必要となります。

しかしながら、一つの部署でコミュニティ施策に関して全てを所管することは、今までの経過からも無理があります。

そこで、庁内の連絡調整機構及び施策の総合調整及び事業評価を目的とする、コミュニティ推進課を中心に各部署から選任された委員による「コミュニティ推進調整委員会」を結成することが必要であると考えられます。

また、市民の声を直接コミュニティ行政に反映させることのできる、市長の諮問機関である「コミュニティ推進委員会」を設置することも不可欠の条件と言えます。

つまり、タテ割り（行政機関）にヨコ糸（調整機関）を通す役割を果たす組織が必要となってくると考えられます。

行政は「人」なりと言われるように、行政に携わる職員が視野を広くし、しかも客観性の高い地域の目となり耳となるには、職員研修等による意識改革にも力を入れ、また専門職員の養成を図り推進することが必要だと考えられます。

コミュニティの主役である私たちが、「考える市民」となるとともに、職員にも「市民に応える職員」となることを期待します。

さらに、各課で抱える懸案事項や課題を、市民との協働により解決していくには、市民参加によるワークショップを開催し、そこから得られた成果に対して積極的に取り組む必要があります。

- ・ コミュニティ推進調整委員会の設置（府内組織）
- ・ コミュニティ推進委員会の設置（市民組織）
- ・ 職員研修の充実
- ・ TW100（戸田ワークショップ100）の開催

資料集

1. 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会
 - 1) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会設置要綱
 - 2) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会委員名簿
 - 3) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会会議経過

2. 戸田市地域コミュニティ市民委員会
 - 1) 戸田市地域コミュニティ市民委員会設置要綱
 - 2) 戸田市地域コミュニティ市民委員会委員名簿
 - 3) 戸田市地域コミュニティ市民委員会会議経過

1. 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会

1) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域コミュニティ形成の推進についての基本計画を策定するため、地域コミュニティ推進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項を審議する。

- (1) コミュニティづくりの基本的考え方
- (2) コミュニティづくりのための住民組織の形成
- (3) コミュニティ活動への支援
- (4) 地域コミュニティ施設の整備
- (5) その他コミュニティづくりに必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は総務部次長をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月28日から施行する。

2) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会委員名簿

所 属	課 名	職名	氏 名	備 考
総務部		次長	吉田 豊和	委員長
		次長	平野 泰雄	前委員長
	庶務課	専門員	石田 賢治	副委員長
総合政策部	秘書広報課	係長	長谷川 貞子	
	総合政策室	主査	島崎 真一	
市民生活部	市民課	主査	宇田川 正久	
	環境リース課	係長	市ヶ谷 貞治	
福祉部	福祉課	係長	小林 三男	
	新曾南保育園	主任保育士	滝沢 美代	
開発部	都市整備課	係長	中村 龍一	
	土地区画整理事務所	主席主任	長谷川 昇一	
建設部	道路課	主席主任	柴崎 五佐男	
	公園緑地課	主席主任	田中 進	
健康管理センター	介護支援課	係長	梅田 義秋	
水道部	業務課	主席主任	牧野 良文	
消防本部	総務課	係長	小池 佳且	
教育委員会	生涯学習課	専門員	原田 一夫	
	教育センター	指導主事	高橋 稔	

※平成13年3月現在

3) 地域コミュニティ推進計画策定検討委員会会議経過

回数	日 時	主 な 内 容
第1回	平成12年 6月 2日 (金) 13時00分～16時20分	・「研修会」 帝京大学文学部 菊池美代志教授 ・今後のスケジュールについて ・副委員長の選任について
第2回	平成12年 6月20日 (火) 14時00分～16時40分	・地域コミュニティに対する委員相互の共通理解について
第3回	平成12年 7月12日 (水) 13時30分～15時50分	・検討項目の再確認とそれに伴う班編制について
第4回	平成12年 9月22日 (金) 13時30分～16時15分	・地域コミュニティ推進計画策定検討事項報告書（初校）の内容説明について
第5回	平成12年10月11日 (水) 13時30分～15時55分	・地域コミュニティ推進計画策定検討事項報告書（初校）の検討について ・初校に対する委員長からの再検討依頼事項について
第6回	平成12年10月31日 (火) 13時30分～15時30分	・現状と課題の検討について ・地域コミュニティ推進計画策定検討事項報告書（第2校）の内容説明について
第7回	平成12年11月17日 (金) 13時45分～15時15分	・「報告書（第2校）に対する指導」 帝京大学文学部 菊池美代志教授
第8回	平成13年 1月15日 (月) 13時30分～14時00分	・地域コミュニティ推進計画策定検討事項報告書（第2校）の検討について
第9回	平成13年 2月27日 (火) 13時30分～14時30分	・地域コミュニティ推進計画策定検討事項報告書（第3校）について
第10回	平成13年 3月22日 (木) 13時30分～14時00分	・地域コミュニティ推進計画基本計画（草案）の報告会

2. 戸田市地域コミュニティ市民委員会

1) 戸田市地域コミュニティ市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域コミュニティ推進計画の策定に向け、市民参加による計画づくりを推進するため、戸田市地域コミュニティ市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域コミュニティ推進計画の策定に関すること。
- (2) その他地域コミュニティ推進計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 市民委員会は、委員12人をもって組織し、その委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 公募による市民
- (3) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域コミュニティ推進計画を答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、市民委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行する。

2) 戸田市地域コミュニティ市民委員会委員名簿

委嘱区分	氏名	推薦団体	備考
各種団体等の代表	榎本 武男	町会連合会	副委員長
	萩原 働造	〃	
	島田 幸昌	公立学校 PTA 連合会	
	飯田 肇	〃	
	中崎 敏子	子ども会育成連合会	
	関 隆義	商 工 会	
	大畠 誠	とだわらび青年会議所	
公募による市民	江口 雅子		
	伊藤 みわ子		
	熊木 勝		
	石井 和喜		
知識経験者	菊池 美代志	帝京大学文学部教授	委員長

3) 戸田市地域コミュニティ市民委員会会議経過

回数	日 時	主 な 内 容
第1回	平成13年 7月31日 (火) 13時30分～14時50分	・研修会 (帝京大学文学部 菊池美代志教授) ・今後のスケジュールについて ・委員長・副委員長の選出について
第2回	平成13年 9月28日 (金) 14時00分～15時50分	・地域コミュニティ推進計画の各項目の検討 について(はじめに～第2部第3章)
第3回	平成13年10月26日 (金) 14時00分～15時40分	・地域コミュニティ推進計画の各項目の検討 について(第2部第4章～第10章)
第4回	平成13年11月28日 (水) 14時00分～16時00分	・地域コミュニティ推進計画の各項目の再検討について ・研修会 コミュニティ活動の現状と課題について (笛目コミュニティ協議会)
第5回	平成13年12月19日 (水) 14時00分～15時20分	・地域コミュニティ推進計画修正案の検討について
第6回	平成14年 1月25日 (金) 16時00分～ 17時00分	・地域コミュニティ推進計画の答申

戸田市地域コミュニティ推進計画の今後の取り組み

計画名	提言の内容	実施主体		
		市民	行政	企業
I. コミュニティの理解	1. コミュニティの認識 2. 情報の提供や学習会の開催 3. リーダー育成、ボランティア活動等の活性化 4. 町会・自治会の活発化及び各種団体組織の育成と活動の推進	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○
II. 組織づくり	1. 地区别施設づくり 2. 多様な文化・イベント活動の実施 3. コミュニティリーダーの養成 4. 講座等の開催 5. ホームページによる情報の提供	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○
III. 活動の活性化	1. コミュニティ活動の活性化 2. 活動基盤の整備 3. 市の事業との連携	○ ○ ○	○ ○ ○	○
IV. 人づくり	1. 市民と行政の立場の理解 2. 市民の参加 3. 社会活動への参加 4. コミュニティリーダー 5. ボランティア・NPO 6. 各種委員の委嘱	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○
V. 施設づくり	1. 拠点施設の整備 2. 施設のコミュニティ化	○ ○	○ ○	
VI. 情報の提供・相談体制の整備	1. インフラ整備 2. 相談体制の整備 3. ITの推進		○ ○ ○	
VII. 財政システムの確立 —資材・資金の調達—	1. 地域住民の応分の負担や会費制度 2. イベント等の開催による収益 3. 自主事業による恒久的な収入 4. コミュニティ推進事業基金創設と運用 5. コミュニティ・ビジネスへの取り組み 6. その他、広く資金の提供を募る方策	○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○
VIII. モデル地区の指定	1. モデル地区推進計画の策定 2. モデル事業の実施 3. 個人参加も可能な地域会議の開催 4. コーディネーターやアドバイザーの派遣 5. 共同イベントの推進及び支援 6. コミュニティ拠点となる施設整備 7. その他地域の特性にあつた、コミュニティづくりに必要な事業	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
IX. 市民の意識啓発・気運の醸成	1. フォーラム、講演会の開催 2. 出前講座等の学習機会の充実と促進 3. 交流の場や啓発の場づくり 4. IT活用による情報の提供	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
X. 行政内部の組織づくり	1. コミュニティ推進調整委員会の設置(庁内組織) 2. コミュニティ推進委員会の設置(市民組織) 3. 職員研修の充実 4. TW100(戸田ワークショップ100)の開催		○ ○ ○ ○	